

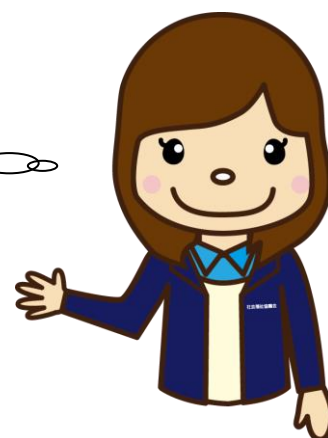
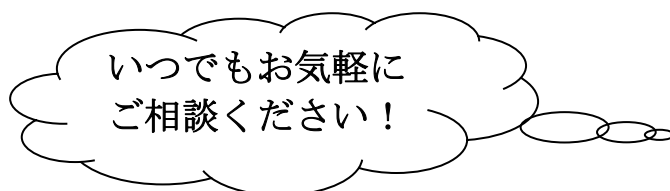
訪問介護サービスのご案内



南島原市社協
ヘルパーセンター

南島原市社協の介護サービス事業所は、利用者様の意思を尊重し、利用者様が住みなれた地域で、その人らしく自立した生活ができるように支援いたします。

また、地域の事業所等関係機関とも連携し、地域福祉の向上を目指します。職員一同、懇切丁寧な対応を心がけます。



事業所名・所在地・事業所番号（担当者名）	☎電話番号 ・ FAX 番号 ・ ✉e-mail
<p>南島原市社協 ヘルパーセンター</p> <p>〒859-2121 南島原市有家町石田 8 番地 46</p> <p>事業所番号：4272500143（豊増）</p>	<p>TEL：0957-82-4795 FAX：0957-82-0813</p> <p>✉e-mail： toubu@minashimashakyo.or.jp</p>

訪問介護サービス



営業日	月曜 ～ 土曜
サービス提供日	日曜 ～ 土曜

ヘルパーの仕事

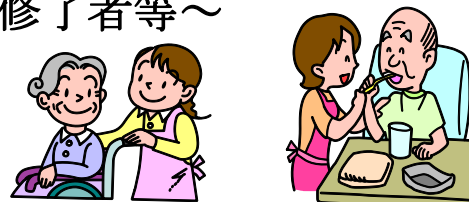
ヘルパーがご自宅を訪問し、ご利用者が健康と生活機能を維持し、生きがいを持って自分らしい生活を創っていただくことを支援し、在宅で安心して生活できるように身体介護や生活援助などのサービスを提供します。

自立支援の観点から、本人ができる行為は本人が行い、安易な家事代行にならないよう、本人の生活状況、希望、意欲に応じて個別に具体的な対応をいたします。

ヘルパーは介護のプロです！！

専門的な知識や資格を持ったヘルパーが訪問します！

～ 介護福祉士、ヘルパー1級、介護職員実務者研修修了者、ヘルパー2級、介護職員初任者研修修了者等～



<サービス内容>

<身体介護>



排泄、食事、清拭、入浴、身体整容、体位変換、移動・移乗、外出、通院（タクシーによる付添のみ）、起床、就寝、服薬、自立支援のための見守りの援助などの介助を行います。

<生活援助>

利用者ご本人のための

掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、被服の補修、一般的な調理、買い物、薬の受け取りなどの援助を行います。

その他

生活・身上・介護に関する相談・助言、関連機関等との連絡を行います。



このような場合は、生活援助の適用となりません！

1. 商品の販売や農作業などの生業の援助的な行為
2. 直接本人の援助に該当しない行為
 - 家族などのための洗濯、調理、買い物、布団干し
 - 主として本人が使用する居室以外の掃除
 - 来客の対応（お茶、食事の手配など）
 - 自家用車の洗車、清掃
3. 日常生活の援助に該当しない行為
 - 草むしりや花木の水やり
 - 家具、電気機器などの移動、修繕、模様替え
 - 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
 - 正月、節句などのために特別に手間をかけて行う調理
 - 犬の散歩などペットの世話
 - 植木の手入れなどの園芸
 - 室内外家屋の修理、ペンキ塗り



【要支援1又は2、事業対象者の方の訪問介護利用料金表（1割負担）】

1週当たりの標準的な回数を定める場合

1週当たりの回数	料金
(1) 1週に1回程度の場合	月1, 176円
(2) 1週に2回程度の場合	月2, 349円
(3) 1週に2回を超える程度の場合	月3, 727円

1月当たりの回数を定める場合

サービス内容	料金
(1) 標準的な内容のサービスの場合	1回287円
(2) 生活援助が中心である場合	
① 20分以上～45分未満の生活援助	1回179円
② 45分以上の生活援助	1回220円
(3) 短時間の身体介護が中心である場合	1回163円

※一月当たりの上限は、3, 727円となります。

※ 契約期間が1ヶ月に満たない場合は、介護保険法により定められた日割計算用サービスコードに基づき計算した利用料金となります。

【要介護1～5の方の訪問介護利用料金表(特定事業所加算Ⅱ)】

通常時間帯にサービスを提供した場合の料金となります。

(1割負担の場合の料金です。)

〈身体介護〉

時間	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満
料金	身体介護1 268円	身体介護2 426円	身体介護3 624円	身体介護4 714円

〈生活援助〉

時間	20分以上45分未満	45分以上
料金	生活援助2 197円	生活援助3 242円

〈身体介護に引き続き生活援助を行う場合〉

身体介護	身体介護に引き続き行う生活援助		
	20分以上45分未満 (65円)	45分以上70分未満 (130円)	70分以上 (195円)
20分以上 30分未満	身体1生活1 340円	身体1生活2 411円	身体1生活3 483円
30分以上 1時間未満	身体2生活1 497円	身体2生活2 569円	身体2生活3 640円
1時間以上 1時間半未満	身体3生活1 695円	身体3生活2 767円	身体3生活3 838円

※上記の表以外のご利用時間になった場合は、個別に説明いたします。

【特定事業所加算Ⅱ 算定要件】

特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価するため、人材の質の確保やヘルパーの活動環境の整備などを行っている事業所に対する加算です。私たちの事業所は、以下の算定要件をすべて満たしております。

体制要件	① 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修を実施していること
	② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的開催すること
	③ サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報を文書等により伝達を行うこと。又訪問介護員等からの報告を受けていること。(文書の方法のほか、FAX、メール等によることも可)
	④ すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施していること
	⑤ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
人材要件	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士が30%以上であること、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修過程修了者及び1級課程修了者の合計が50%以上であること(常勤換算職員数)

個人情報保護に関する方針

(プライバシーポリシー)

社会福祉法人南島原市社会福祉協議会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 本会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 本会は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 本会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 本会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 本会は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 7 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 本会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 本会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを本会役職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成18年3月31日制定

社会福祉法人 南島原市社会福祉協議会

南島原市社会福祉協議会の相談窓口

南島原市社協 本所 〒859-2121 南島原市有家町石田 8 番地 46	TEL 0957-65-2888 FAX 0957-82-0813 ☒msshakyo@minashimashakyo.or.jp (代表) ☒chiiki@minashimashakyo.or.jp (地域福祉課)
南島原市社協 加津佐支所 〒859-2601 南島原市加津佐町己 3522 番地	TEL 0957-87-4729 FAX 0957-87-5533 ☒ kadusa@minashimashakyo.or.jp
南島原市社協 口之津支所 〒859-2504 南島原市口之津町丙 2102 番地 1	TEL 0957-76-1655 FAX 0957-86-4844 ☒ kuchinotsu@minashimashakyo.or.jp
南島原市社協 南有馬支所 〒859-2412 南島原市南有馬町乙 1023 番地	TEL 0957-65-6100 FAX 0957-65-6101 ☒ minamarima@minashimashakyo.or.jp
南島原市社協 北有馬支所 〒859-2305 南島原市北有馬町戊 2748 番地 1	TEL 0957-84-2537 FAX 0957-84-2538 ☒ kitaarima@minashimashakyo.or.jp
南島原市社協 西有家支所 〒859-2211 南島原市西有家町里坊 2040 番地	TEL 0957-82-2791 FAX 0957-82-3032 ☒ nishiarie@minashimashakyo.or.jp
南島原市社協 有家支所 〒859-2121 南島原市有家町石田 5 番地 1	TEL 0957-82-1641 FAX 0957-82-1654 ☒ arie@minashimashakyo.or.jp
南島原市社協 布津支所 〒859-2112 南島原市布津町乙 470 番地	TEL 0957-72-5833 FAX 0957-72-5834 ☒ futsu@minashimashakyo.or.jp
南島原市社協 深江支所 〒859-1503 南島原市深江町丙 1058 番地	TEL 0957-72-5454 FAX 0957-72-6011 ☒ fukae@minashimashakyo.or.jp